単　位　事　務　名	
退　　職	
根拠及び参考法令	地方公務員法　【地公法】 教育職員免許法　【免許法】 県立学校事務処理要領　【事務処理要領】 鹿児島県職員の給与に関する条例　【給与条例】 財団法人鹿児島県教職員互助組合給付規程 非常勤講師の採用等の手続について（通知）【平成１７年３月３０日 鹿教教第６５８号】 学校運営の手引一人事給与編（３６年度版）Ｐ１３，２２，３２
項　目	処　理　方　法
退職の種類	１　定年退職　地公法２８条の２ ２　依願退職 ３　自然退職又は当然退職 　地公法　第１６条　欠格条項 　免許法　第３条 　条件付採用　臨時的採用 ４　分限による退職　地公法２８条 ５　懲戒による退職　地公法２９条 ６　死亡退職
退職の手続	依願退職の場合 退職願……本人から校長へ（様式随意）　退職の理由及び退職希望日明記のこと。 退職申請書……校長は，本人の事情を調査し，退職願を添えて，速やかに教育長に提出しなければならない。【事務処理要領第１０条・様式１１号】 死亡退職の場合 死亡診断書等を添付し，校長は教育長に報告しなければならない。 【事務処理要領第１６条】 自然退職又は当然退職 地公法第１６条の欠格条項に該当するに至った場合，免許状の期限が切れた場合 臨時的任用の期限が切れた場合等何らかの手続きを要せず失職となる。 非常勤講師が退職をしようとするときは，退職の理由及び退職希望日を記した退職願を，原則として発令希望日の30日前までに教育長に提出するものとする。

項　　目	処　　理　　方　　法
	校長は，退職願の提出があったときは，非常勤講師退職申請書（別記様式第４号）に当該退職願を添えて，速やかに教育長に提出するものとする。 【平成17年３月30日鹿教教658号】 ※様式については職コミ-「文書管理」-「教職員課」-「県立学校人事管理係」に掲載
退職者の当月分の給与	退職の日はその日まで，死亡のときはその月まで給料を支給する。 【給与条例第７条第２項，第３項】 日割計算の方法　月額　×　$\frac{\text{勤務日} - \text{週休日}}{\text{その月の日数} - \text{週休日}}$ 【給与条例第７条第４項】 諸手当は給料に準ずる。 但し扶養手当，通勤手当は日割り計算しない。また管理職手当，通勤手当，産業教育手当，定通手当については勤務の事実がないと支給しない。（それぞれの項参照）
期末，勤勉手当	退職又は死亡した日が期末勤勉手当にいう基準日前１カ月以内である場合，基準日に在職する職員の例により支給される。　【給与条例第１９条，第１９条の２】
退職に伴う給付金と手続き	１　退職手当‥‥‥‥‥県教育庁教職員課へ請求（退職手当参照） ２　共済組合関係 共済組合員証を添付して異動報告書を提出する。 退職年金および一時金については「共済のしおりホームページ版」参照 若年退職事前報告書（６０歳未満の退職者） ※詳細はホームページ参照 ３　互助組合関係 退職生業資金‥‥‥‥掛金を還付 積立金‥‥‥‥‥‥‥‥積立金を還付 組合員弔慰金（死亡の場合に戸籍謄本添付） 休職退職者見舞金‥‥無休休職者が退職した場合及び復職後２年以内にその疾病を原因として退職した場合。 退職組合員慰労費‥‥２０年以上加入者に８０，０００円の旅行券を支給。 ※詳細はホームページ参照 ４　共助会関係（加入者のみ）　　退会届 ※詳細はホームページ参照